

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。 3及び4 略</p> <p>第17条～第34条 略</p>	<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合 <u>(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)</u>において、法第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告することが困難な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。 3及び4 略</p> <p>第17条～第34条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第35条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第36条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>第37条～第65条 略</p>	<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第35条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第36条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>第37条～第65条 略</p>